妙高市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第 58 条の 2 及び妙高市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、人事や給与等の公平性と透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況をお知らせします。

1　職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用者の状況

職　種	区　分	令和 7 年度	令和 8 年度
一般事務職	上　級	2 人	2 人
	初　級	1 人	2 人
	社会人	7 人	5 人
保健師		1 人	0 人
保育士		5 人	2 人
その他		2 人	2 人
合　　計		18 人	13 人

(2) 退職者の状況（令和 7 年度）

区　　分	事務職等	保育士	技能労務職	合　計
定年退職				
60 歳退職	2 人			2 人
普通退職（自己都合）	7 人			7 人
勧奨退職	2 人	1 人		3 人
合　　計	11 人	1 人		12 人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

部門 ＼ 区分		職員数 令和7年	職員数 令和8年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議　会	4人	4人		
	総　務	72人	71人	△ 1人	マイナンバーカード申請業務減少に伴う減
	税　務	16人	16人		
	民　生	78人	75人	△ 3人	生活保護用務減少に伴う減 保育所の学級数の減少に伴う減
	衛　生	29人	28人	△ 1人	健康づくり用務の減
	労　働				
	農林水産	15人	14人	△ 1人	正職員の区分変更によるもの
	商　工	12人	11人	△ 1人	DMO派遣職員退職に伴う減
	土　木	18人	18人		
	小　計	244人	237人	△ 7人	
特別行政部門	教　育	54人	58人	4人	英語教育指導主事の増員、 市史編さん用務の増、 給食調理員の人事異動に伴う増
	消　防				
	小　計	54人	58人	4人	
公営企業等会計部門	病　院				
	水　道	5人	5人		
	交　通				
	下水道	2人	2人		
	その他	10人	10人		
	小　計	17人	17人	△ 1人	
合　計		315人	312人	△ 3人	

（注１）職員数には、市長、副市長、教育長を含みません（地方公務員定員管理調査による）
（注２）フルタイムの再任用職員を含みます（地方公務員定員管理調査による）

（4）定員管理計画

人口減少や少子高齢化に加え、激甚化する災害への対応などの社会変化や、デジタル技術活用等により一層の持続可能な行財政運営が求められている。また、職員の定年年齢の引上げなどを見据えた中長期的観点からの定数管理を行っていく必要があることを踏まえて、令和７年３月に令和７年度から令和１１年度までを計画期間として第６次定員管理計画を策定した。

▼第７次定員管理計画（R7－R11）の数値目標と実績（各年４月１日現在）

年	計画			進捗状況（実績）		
	職員数	累計増減数	増減率	職員数	累計増減数	増減率
令和 6 年	319 人	－	－	312 人	－	－
令和 7 年	315 人	△4 人	△1.25%	315 人	3 人	0.96%
令和 8 年	319 人	0 人	0%	312 人	△3 人	△0.95%
令和 9 年	319 人	0 人	0%			
令和 10 年	320 人	1 人	0.31%			
令和 11 年	323 人	4 人	1.25%			

（注１）職員数に市長、副市長、教育長を含みません
（注２）フルタイム再任用職員を含みます

２　職員の給与の状況

（1）人件費の状況（令和７年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （令和8年3月31日現在）	歳 出 額 A	人 件 費 B	人件費率 B／A
2万8773人	232億3371万円	33億3152万円	14.3%

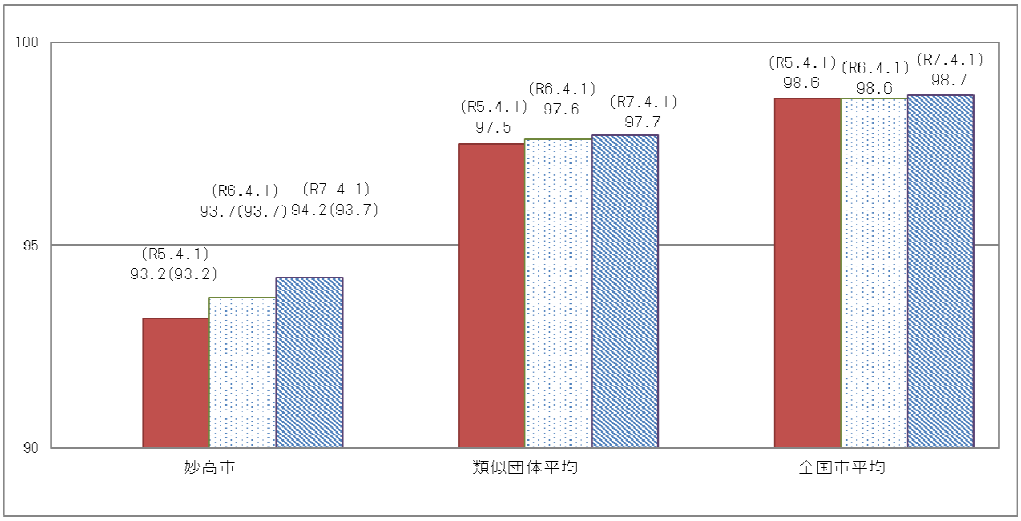
（注１）人件費には、給料、職員手当、退職手当、共済費及び特別職の給料、報酬、手当、共済費が含まれています
（注２）普通会計とは、地方公共団体ごとに一般会計や特別会計の範囲が異なるため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の区分です。妙高市における普通会計は、一般会計と同じ内容であり、特別会計及び公営企業会計を除いたものです

（２）職員給与費の状況（令和７年度普通会計決算）

普通会計 職員数 A	給　　与　　費				1人あたりの 年間給与費 B／A
	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
298人	11億1320万円	1億5301万円	4億5694万円	17億2315万円	578万円

（注１）職員数は、市長、副市長、教育長や公営企業会計等の職員を除く令和５年４月１日の普通会計職員数です
（注２）職員手当には退職手当を含みません

（3）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）



（注１）ラスパイレス指数とは、市等の地方公務員の給与水準を同一の基準で比較するため、国家公務員の給与水準を 100 として計算した指数です
（注２）類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

（4）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
妙　高　市	43.3歳	32万9202円	37万9750円
新　潟　県	44.1歳	34万6026円	－

②技能労務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
妙　高　市	54.9歳	31万6150円	33万8546円
うち学校給食員	55.0歳	32万0150円	32万8200円
うち運転手	53.8歳	30万8875円	34万7916円
うちその他（保育園給食員ほか）	57.0歳	32万6700円	33万0150円
新　潟　県	55.5歳	31万8338円	－

（注 1）「平均給料月額」とは、令和８年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です

（注 2）「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当や時間外勤務手当などの諸手当の合計平均額です

（注 3）一般行政職とは、保育士、保健師、税務職、福祉職、公営企業職等を除いた職種です（地方公務員給与実態調査の区分による）

（5）職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		妙　高　市		新　潟　県
		初任給	2年後の給料	初任給
一般行政職	大 学 卒	23万2000円	24万2000円	23万6554円
	高 校 卒	20万 300円	21万3100円	20万5790円
技能労務職	高 校 卒	21万7300円	22万8800円	20万4098円

（6）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	（25万9300円）	30万3200円	（32万5500円）
	高 校 卒	（24万6100円）	27万7400円	（30万1600円）
技能労務職	高 校 卒		－	－

（注）（　）書きは該当職員がいないため、モデル給料であることを表します。

（7）一般行政職の級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
６ 級	課長、局長、参事	12人	6.2%
５ 級	課長、局長、支所長、課長補佐、室長	25人	13.0%
４ 級	課長補佐、次長、室長、副参事係長、副参事	33人	17.2%
３ 級	副参事、係長、主査	71人	37.0%
２ 級	主事、技師	30人	15.7%
１ 級	主事、技師、主事補、技師補	21人	10.9%

（注 1）妙高市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です

（注 2）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

（注 3）一般行政職とは、保育士、保健師、税務職、福祉職、技能労務職、公営企業職等を除いた職種です（地方公務員給与実態調査の区分による）

（8）期末手当・勤勉手当（令和８年４月１日現在）

妙高市			国		
（支給率）			（支給率）		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.2625月分	1.0625月分	6月期	1.2625月分	1.0625月分
12月期	1.2625月分	1.0625月分	12月期	1.2625月分	1.0625月分
計	2.525月分	2.125月分	計	2.525月分	2.125月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算　5～15%			（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算　5～20%		

（9）退職手当（令和８年４月１日現在）

妙高市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職の場合は1年につき2%加算 （最大30%加算） 令和7年度の1人あたり平均支給額 自己都合　630万5千円 勧奨等　2159万6千円			その他の加算措置 定年前早期退職の場合は1年につき3%加算 （最大45%加算）		

（注）　定年前早期退職特例措置（「その他の加算措置」）は、国及び妙高市とも45歳以上を対象にしています

（10）地域手当（令和８年４月１日現在）

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	給料等月額の20%	1人	給料等月額の20%
新潟市	給料等月額の 1%	1人	給料等月額の 1%

（注）　地域手当は、派遣職員など民間賃金が特に高い地域で勤務する職員に支給する手当です

（11）特殊勤務手当（令和８年４月１日現在）

手当の名称	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給実績
行路死亡人等取扱手当	行路死亡人、行路病人の取扱い	行路死亡人1件　2000円 行路病人　1件　1000円	令和6年度　：　0円（0件） 令和5年度　：　0円（0件）
防疫等作業手当	感染症などの防疫作業	感染症　1日　290円 家畜伝染病1日　380円	令和6年度　：　0円（0件） 令和5年度　：　0円（0件）

（12）時間外勤務手当

区　分	支給実績	職員１人あたり平均支給額（年額）
令和7年度	6693万4446円	23万2411円
令和6年度	6144万8680円	21万4855円

（注1）公営企業会計、特別会計の時間外勤務手当は含んでいません

（注2）支給実績は、再任用職員への支給を含みます

（13）その他の手当（令和８年４月１日現在）

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との比較	
		異同	異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・子　1人につき 1万3000円 （16歳から22歳までの子は1人につき5000円を加算） ・父母等　1人につき6500円	同じ	―
住居手当	借家･借間に居住する職員に支給 月額1万6000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高2万8000円	同じ	―
通勤手当	交通機関利用及び自動車など交通用具使用職員に支給 ・交通機関利用 電車、バスなど、負担している運賃の額に応じて、定期券等の通用期間毎に最高15万円 ・交通用具使用 自動車など片道の2キロ区分ごとの使用距離に応じて2900円から最高5万9000円	異なる	交通用具使用者の距離区分及び支給額が異なる 国は5キロ区分ごとに2000円から最高6万6400円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 ・総務課長、企画政策課長、財務課長　5万0000円 ・その他課長（会計課長を除く） 4万1600円 ・議会事務局長、教育委員会参事　3万3200円 ・会計課長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 園指導主事　2万3800円 ・保育園長、認定こども園長　1万5300円	異なる	支給区分及び支給額が異なる 国の代表例 本庁の課長 13万300円 県単位機関の部長 7万2700円 管区機関の課長 6万2300円 など
管理職員特別勤務手当	管理職または監督の立場にある職員が、臨時または緊急の用務などにより、週休日または休日などに勤務した場合に支給 ・1回の勤務につき4000円から1万円 ※1回の勤務時間が2時間に満たない場合は半額 ※1回の勤務時間が6時間を超える場合は1.5倍 管理職または監督の立場にある職員が、災害への対処その他臨時または緊急の用務などにより、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・1回の勤務につき2000円から5000円 ※1回の勤務時間が2時間に満たない場合は半額	異なる	支給額が異なる 週休日又は休日の場合 国は6000円から1万8000円 週休日等以外の午前0時から午前5時までの場合 国は3000円から6000円
休日勤務手当	祝日法による休日などに勤務した職員に支給 ・勤務1時間あたりの給料額×135／100×勤務時間数	同じ	―
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 ・単身赴任地の距離に応じ月額3万円から10万円	同じ	―
寒冷地手当	寒冷地（妙高市は4級地に該当）に在勤する職員に支給 （次の月額を11月から翌年3月までの5カ月間支給） ・世帯主で扶養親族がいる職員　1万9800円 ・世帯主で扶養親族のいない職員　1万1400円 ・その他の職員　8200円	同じ	―

（14）特別職などの報酬などの状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分		給料月額等
給料	市長 副市長 教育長	83万8400円 63万1400円 55万5400円
報酬	議長 副議長 議員	37万7600円 30万8000円 29万4300円
期末手当	市長 副市長 教育長 議長 副議長 議員	（支給率） 6月期　1.725月分 12月期　1.725月分 計　3.45 月分 役職加算15%
退職手当 （任期ごとに支給）	市長 副市長 教育長	（算定式） 83万8400円×在職月数×44／100 63万1400円×在職月数×26／100 55万5400円×在職月数×20／100

3　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

1 週間の正規の勤務時間	1 日の正規の勤務時間			
		始業時間	終業時間	休憩時間
38 時間 45 分	7 時間 45 分	8 時 30 分	17 時 15 分	12 時から 13 時まで

（2）年次有給休暇の取得状況（令和 7 年 1 月～12 月）

1 人あたりの平均取得日数
10 日 3.9 時間

（3）介護休暇の取得状況（令和 7 年度）

取得者数	取得者 1 人あたりの平均取得日数
0 人	－

（4）育児休業及び部分休業の取得状況（令和 7 年度）

育児休業取得者	計 11 人（うち令和 7 年度新規取得者 6 人）	
育児部分休業取得者	3 カ月未満	
	3 カ月以上 1 年未満	
	1 年以上	計 1 人（うち令和 7 年度新規取得者 0 人）

（5）療養休暇の取得状況（令和 7 年度）

取得者数	取得者 1 人あたりの平均取得日数
14 人	43 日

（注）同一の者が複数回にわたり取得した場合はその数を重複計上しています

※新型コロナウイルス感染等にかかる休暇を除く

4　職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況（令和７年度）

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
心身の故障	２人		３人		５人
職に必要な適格性を欠く場合					
合　計	２人		３人		５人

（2）懲戒処分の状況（令和７年度）

①懲戒処分者数

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令に違反した場合					
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		１人		３人	４人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					
合　計	０人	１人	０人	３人	４人

②行為別懲戒処分者数内訳

処分の具体的事由		免職	停職	減給	戒告	合計
一般服務違反関係						
	信用失墜行為違反				１人	１人
	職務専念義務違反					
	欠勤･遅刻･早退･勤務態度の不良等		１人			１人
	公職選挙法違反					
	その他（事務不手際等）				２人	２人
一般非行為関係						
	金銭・異性関係等の非行					
	その他					
収賄等関係						
	横　領					
道路交通法違反						
	職務遂行中					
	その他					
本人の行為（上記合計）						
監督責任						
合　　計		０人	１人	０人	３人	４人

5　職員の服務の状況

営利企業などの従事許可の事由別人数（令和７年度）

事　由	人　数
農業、町内会役員等	22 人

※国勢調査員は除く

6　職員の研修及び勤務成績の評定の状況（令和 7 年度）

（1）職員研修の実施状況

区　　分	研　修　内　容		受講者数
新潟県市町村総合事務組合・新潟県自治研修所への派遣研修	階層別研修	新採用職員研修	15 人
		一般職員研修第 1 部、第 2 部	6 人
		主任研修	14 人
		係長研修	12 人
		課長補佐級研修	6 人
		課長級研修	3 人
	専門研修	税務事務基礎研修、固定資産税事務基礎研修（課税）、固定資産税事務基礎研修（土地評価）、市町村民税事務基礎研修（個人）、市町村民税事務基礎研修（法人）、徴収事務基礎、民法基礎研修、契約事務基礎研修、組織のタイムマネジメント、配慮を必要とする方に対しての理解と対応	12 人
集合研修	タイムマネジメント研修、ファシリテーション研修、普通救命講習 管理職員＆若手職員研修コミュニケーション研修　など		該当職員
職場内研修	【自主選択科目】 他課との連携が必要な科目等を主要事業などから選択 【業務専門科目】 所管業務に関し、必要な知識や技術を習得するため、課・局・支所で自主的に選択 【必須科目】 ・生活習慣病予防や心の健康づくりなどについて ・第 4 次総合計画説明会		全職員
新分野開拓研修	新分野の開拓、新規課題の解決・新規施策導入のため、個人、グループなどで研究、視察等を実施 ・外資リゾート開発に伴う諸問題への対応と開発後のまちづくり ・紫波町図書館視察		6 件 20 人
専門研修	DTP イラストレーターフォトショップセミナー、デザイン・レイアウトセミナー、地方自治体における問題職員の対応をめぐる労務管理の法律実務、産業用地整備実務研修会、令和 7 年度自然環境研修、令和 7 年度環境問題史現地研修、行政ビッグデータを活用した新しい地域の可能性 RESAS 等を活用した政策立案講座、自治体の事業を「減らす」「やめる」技術、令和 7 年度「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修		13 件 20 人
地域経営部会	（一社）地域経営推進センター主催の研究会に参加し、市組織の改革や人材育成について 1 年間かけて研究を行うことで、職員の意識改革や将来的なリーダーを育成。		4 人
自主研修グループ支援	職員の自己啓発意欲の向上を図るため、自主的に研修、調査、研究等を行う職員グループに対して支援を実施。 ＜各グループの研修題＞ ・専門職の力量形成		1ｸﾞﾙｰﾌﾟ 19 人

（2）人事評価制度の状況

①人事評価の目的

人事評価は、職員の業績、態度、能力を一定の評価基準や評価方法で適正に評価し、その結果を給与等に反映させるとともに、職員の育成やモラル・管理監督能力の向上、公正かつ公平な人事管理や職員の能力開発につなげるために実施

②人事評価の基本構成

※評価…全職員を対象に業績、態度、能力についての期別評価を実施

※基準日…10 月 1 日（評価対象期間 4 月 1 日～9 月 30 日）

3 月 31 日（評価対象期間 10 月 1 日～3 月 31 日）

※面接の実施…人材育成を目的として職務基準面接、中間面接、フィードバック面接を実施

※評価の反映…職員の能力開発及び指導者の育成並びに昇任などの人事異動や勤勉手当、昇給などの給与決定に活用

7　職員の福祉及び利益の保護の状況（令和 7 年度）

（1）職員福利厚生の状況

区　　分	事　業　概　要
厚生事業	定期健康診断
	人間ドック助成
共済制度	短期給付（公務傷病に関する事業、医療保険、休業給付など）
	長期給付（退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金など）
	福祉事業（貸付事業、保健事業、保養・宿泊施設利用補助など）

（2）公務災害等の状況

公務災害　2 件

通勤災害　0 件

（3）妙高市職員互助会の事業状況

①職員互助会の事業費（令和 7 年度決算）

・歳入 2,283 千円（会員会費、保険事務取扱手数料等）

※職員互助会に対する公費からの支援はありません

・歳出 2,070 千円（下記②の実施事業へ支出）　⇒ 翌年度会計への繰越 214 千円

②実施事業の内容

・福利厚生事業（健康増進助成、芸術鑑賞助成等）

・慶弔事業（結婚･出産祝金、見舞金、死亡弔慰金等）

8　妙高市公平委員会の業務の状況（令和 7 年度）

（1）勤務条件に関する措置の要求状況

受理件数	判定件数	取下げ件数
2 件	0 件	0 件

（2）不利益処分に関する審査請求の状況

受理件数	判定件数	取下げ件数
0 件	0 件	0 件

9　妙高市公益通報取扱い状況（令和 7 年度）

妙高市職員の公益通報に関する要綱第 9 条の規定に基づく公表

公益通報件数	1 件
公益通報受理件数	1 件